

住宅リフォームに助成

～必ず着工前に申請してください～

- | | |
|-------------|---|
| 助成条件 | ・ 皆野町民であり町税に滞納がないこと
・ 申請者の居住用住宅であること
・ 町の他の住宅改修に係る助成を受けていないこと |
| 対象工事 | ・ 施工業者が、町の小規模契約希望者として登録されていること
・ 工事費が20万円以上（消費税を除く）であること |
| 助成額 | 4万円（1住宅に限り1回限り） |
| 提出書類 | 申請書（産業観光課で配布または町ホームページからダウンロード可）、
工事見積書の写し、工事着工前の写真 |
| 申込み | 産業観光課商工観光担当 ☎62-1462 |

随時受け付けます

小規模契約希望者登録制度

町内小規模事業者の受注機会拡大のため、小規模な修繕工事契約（50万円以下）を希望する業者の登録を随時受け付けています。

- | | |
|-------------|---|
| 登録対象 | 個人事業主：町内に住民登録をしている個人事業者
法人：町内に事業所を有し、かつ代表者が町内に住民登録している法人
※町の競争入札参加資格者名簿に登録されている業者は該当しません。 |
| 登録期間 | 2年 |
| 登録方法 | 小規模契約希望者登録申請書を産業観光課に提出してください。
(登録申請書は産業観光課にあります。) |

問合せ 産業観光課商工観光担当 ☎62-1462

消費生活相談窓口

不審な電話勧誘や強引な訪問販売などで困っていませんか？一人で抱え込まないで、下記の相談窓口にも必ず相談しましょう！

消費生活相談窓口	多重債務、振り込め詐欺、架空請求、不審な電話勧誘や訪問販売など (相談無料、祝日除く)		
秩父市消費生活センター (歴史文化伝承館4階)	0494-25-5200	月～金曜日	午前9時～午後4時
県消費生活支援センター熊谷 (熊谷市箱田5-13-1)	048-524-0999	月～金曜日	午前9時30分～午後4時
	048-261-0999	土曜日(電話のみ)	午前9時30分～午後4時

問合せ 産業観光課商工観光担当 ☎62-1462